

**「太子町自治基本条例(案)」に係る
パブリックコメント制度に基づく提出意見及び意見に対する町の考え方**

- ・意見募集期間：平成 30 年 9 月 25 日（火）～平成 30 年 10 月 24 日（水）（30 日間）
- ・意見提出者数：2 名
- ・意見数：9 件
- ・意見及び町の考え方

項目	提出されたご意見	提出されたご意見に 対する町の考え方
①自治基本条例の制定 に賛同する	<p>将来の太子町のまちづくりについて、町民一人一人が関心を持ち、意見を出し合って積極的に関わっていくことは、大変大切なことである。</p>	<p>ご意見のとおり、町民の皆様が意見を出し合いまちづくりに関わっていくことが、本条例（案）のめざす姿です。その実現のため、町としても取組を進めていきます。</p>
②条例制定の必要性と 内容の周知徹底を	<p>制定前に、町民全員に条例案とその趣旨を知らせ、知らぬ間に決まってしまったとの不満を持たれないよう配慮されたい。</p> <p>本条例が制定されると、どのような良い点があるか、制定されないと、どのような点で困るのか、具体例を挙げて、その必要性を町民に納得してもらえようようにしていただきたい。</p>	<p>町民の皆様への条例（案）の提示は、まちづくりの集い、パブリックコメントで行ってきました。今後は町議会での審議に委ねることになります。制定までの間に新たな広報を行う考えはありませんが、制定後において、「広報たいし」や町ホームページにおいて条例の趣旨等の周知広報を図ります。また、その際に条例の必要性、本条例がめざす参画と協働の姿の具体像などを紹介いたします。</p>
③条例違反や罰則について	<p>条例の中には、違反した場合に罰則規定を持つものがある。自治基本条例はこれらとは異質なものであるため、条例違反の罰則はないと考えているが、いかがか。</p>	<p>本条例（案）は、住民、議会、行政による協働したまちづくりをめざそうという理念を定めた条例です。協働のまちづくりは「強制」によってなしうるものではなく、罰則規定は設けておりません。</p>
④制定後、住民意見を聴く 方法や機会を広く高め ていただきたい	<p>住民が平素感じていることも表明しにくいものである。誰もが気にしている事でも放置されていることもある。住民一人一人が感じている事や意見を広く聴き、対処していく方法や機会を増やしていただきたい。</p>	<p>町では現在、公共施設にポストを設置し、自由にご意見を投函していただく「町民提案箱」や、町幹部と意見交換する「まちづくりの集い」などを実施し、広くご意見をいただいております。これらの仕組みを多くの方にお知りいただくよう、周知広報に努めるとともに、町民の皆様と意見交換する場の拡充を図ってまいります。</p>

<p>⑤なぜこの時期の制定なのか</p>	<p>自治基本条例は平成 15 年頃から始まり、21 年ぐらいに全国的に広まったとのこと。町としてその時点で特に意識はなかったのか。少子高齢化で色々な課題が町民や行政にのしかかる中、平成 29 年から立ち上がる何らかの意識が働いたことと思うが、今までなぜ出来なかったのか。</p>	<p>平成 16 年の市町合併協議離脱以降、町では行財政改革に取り組む一方、参画と協働のまちづくりに取り組んできました。</p> <p>その段階では、自治基本条例の制定をめざすのではなく、「まちづくりの集い」の開催やパブリックコメント制度の整備など、具体的な新規事業を創設し、太子町独自の「参画と協働のあり方」の形成をめざしてきました。</p> <p>これらの取組を進めていく中、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など社会情勢の変化をふまえると、今日において「参画と協働」の重要性は一層高まっていると考えます。このため、今までに取り組んできた参画と協働の理念を明文化し、さらなる推進を図るため、今般、自治基本条例を制定しようとするものです。</p>
<p>⑥町民の認識について</p>	<p>自治基本条例について、町民はほとんど認識されていない。まちづくり審議会の平成 29～30 年の議事録でも、委員の中でも良く分からないとの意見がある。まちづくりの集いで説明し 131 名の参加があったとのことだが、今現在どの位の方が認識されているのか伺いたい。また、知ってもらうためにどのような行動をとられているのか。</p>	<p>本条例（案）の周知につきましては、まちづくりの集いで説明、パブリックコメントの実施とその旨の「広報たいし」掲載などを行ってきました。「どの位の方が認識されているか」というご質問につきましては、正確に把握する術がないためお答えすることができませんが、ご意見にあるとおり、認識されていない方が多くいらっしゃるということであれば、今後一層の周知広報を図ってまいります。制定後において、「広報たいし」や町ホームページに本条例の趣旨・内容を掲載するとともに、参画と協働を推進する各種施策を実施することにより、本条例の掲げる理念が広く浸透するよう努めてまいります。</p>
<p>⑦制定後について</p>	<p>制定後、本条例を町民に知っていただくとともに、参画と協働についてどのような方法で今後進めていくのか。</p>	<p>制定後においては速やかに「広報たいし」や町ホームページにおいて本条例の趣旨や内容を周知広報いたします。</p> <p>参画と協働を進めるための方法については、「まちづくりの集い」や「パブ</p>

		<p>リックコメント」など、既存事業を引き続き実施する一方、必要に応じて、新規事業の創設も検討し、一層の参画と協働の推進に努めてまいります。</p>
<p>⑧行政、自治会等の現在の活動について</p>	<p>本条例（案）は、今行われている地域活動や今後のルールとして明文化する狙いがあると思われるが、今の状況と、本条例制定によるメリットは。</p>	<p>地域活動については、自治会等を中心に、美化活動、防災活動、地域の一体感を醸成するイベント実施など様々な取組が進められています。また、行政におきましては、まちづくりへの意見を記して自由に投函いただく「町民提案箱」や、グループを対象に町職員が出向いて行政情報を発信する「出前講座」、町民の皆様と町幹部が自由に意見交換する「まちづくりの集い」など、様々な参画と協働の取組を進めています。</p> <p>本条例の制定後においては、条例に明文化することで、「住民、議会、行政が協働してまちづくりに取り組む」という理念がより明確になります。この理念を町民の皆様積極的に周知広報し、意識共有を図ることで、参画と協働が一層促進されることが期待できますし、町としましても、本条例の理念を実現すべく、新たな取組を具体化してまいります。</p>
<p>⑨誰でも気楽に参画、参加できる内容に</p>	<p>自治基本条例の名称がなじめないと思われるので、親しみやすいものに変えるようお願いしたい。情報の共有化を、分かりやすい内容で興味を持てるようなもので行政等は考えてほしい。</p>	<p>近隣団体では、本条例（案）と同内容の条例について「まちづくり基本条例（佐用町）」などの「まちづくり」という名称を用いている場合もありますが、本町では、まちづくりについて住民、議会、行政が「自ら」関わっていくという趣旨を重視したいと考えます。また、本条例の重要性を特に感じていただくためにも、あえて「自治」という言葉を条例の名称に含めたいと考えます。</p> <p>本条例が町民の皆様にとって親しみやすいものとなるよう、「広報たいし」や町ホームページなどで、積極的に趣旨や内容をお知らせしていきます。</p> <p>情報の共有化につきましては、「広報</p>

		<p>たいし」での特集記事掲載など見やすい紙面となるよう工夫する、まちづくりの集いなど自由に意見交換できる場を増やすなどの取組を進めてまいります。</p>
--	--	---